

下記の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和7年4月22日

静岡県知事 鈴木康友

## 1 業務概要

### (1) 業務名

令和7年度 勤労世代を対象とした霊感商法等を含めた悪質商法対策事業

### (2) 業務内容

勤労世代と対象とした霊感商法等を含めた悪質商法に関する注意・啓発及び消費者ホットライン188を周知する動画を制作し、交通広告やWEB広告等に掲出し、勤労世代の消費者被害の未然防止を図る消費者教育・啓発事業

## 2 履行期限

令和8年3月16日

## 3 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県の一般業務委託競争入札参加資格者名簿において、「広告代理」の営業種目の入札参加資格を有する者であること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 静岡県内に本社あるいは営業所等が存在すること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

#### 4 選考方法

提出された書類と説明に基づき、総合的に審査して決定する。

#### 5 業務の仕様

詳細は仕様書(案)による。最終的な仕様は、提案内容をもとに受託候補者と協議した上で、決定する。

#### 6 手続等

##### (1) 担当部局

静岡県くらし・環境部県民生活局県民生活課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館6階

電話番号 054-221-2175 F A X 054-221-2642

E-mail shohi@pref.shizuoka.lg.jp

##### (2) 実施要領、仕様書(案)の配布

ア 配布日時 令和7年4月22日(火) 午前10時から令和7年5月9日(金) 午前10時まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

イ 配布場所 上記(1)に同じ。

##### (3) 提出書類

ア 提出書類 詳細は、実施要領による。

イ 提出場所 上記(1)に同じ。

ウ 提出期限 意思表明書：令和7年5月22日(木) 午後4時まで

企画提案書：令和7年6月10日(火) 午後4時まで

##### (4) 説明会の開催

ア 説明内容 参加希望者に対し、実施要領等について説明を行う。なお、説明会への参加は必須とし会場の都合上、参加者は各社2名までとする。

イ 開催日時 令和7年5月9日(金) 午後1時30分から午後2時30分まで

ウ 場 所 静岡県庁西館8階第2会議室(静岡市葵区追手町9番6号)

##### (5) 提出書類による提案の説明

ア 開催日時 令和7年6月18日(水) の指定した時間

イ 場 所 静岡県庁内会議室(静岡市葵区追手町9番6号)

詳細は申込者に別途通知する。

#### 7 その他

(1) 詳細は実施要領による。

(2) 契約手続き等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 県と公契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書(定型様式)を提出すること。

(4) 公契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書(定型様式)を提出させ、その写しを契約担当者に提出する必要があること。